

令和8年度税制改正（消費税その他）の主な内容

1. 小規模個人事業者の2割特例の見直し：消費税

（1）概要

納税額を2割から3割に変更したうえで、特例の適用可能期間を2年間伸長

（2）内容

個人事業者であるインボイス発行事業者の、令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間（※）については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額を、その課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。

（※）免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられることとなる課税期間に限る。

個人事業者（インボイス発行事業者）の申告方法

	R8年	R9年	R10年	R11年
改正前	2割特例 「可」	簡易課税 「可」	簡易課税 「可」	簡易課税 「可」
改正後	2割特例 「可」	3割特例 「可」	3割特例 「可」	簡易課税 「可」

2. 免税事業者からの課税仕入れの見直し：消費税

（1）概要

- 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除の経過措置について、段階的な低減額を緩和するとともに、最終的な適用期限を2年間伸長
- 一の免税事業者からの課税仕入れの合計額が1億円（現行：10億円）を超える場合は、超えた部分の仕入税額控除の経過措置の適用不可

（2）内容

免税事業者からの課税仕入れに係る控除可能割合と適用期限

	R8年10月1日～ R10年9月30日	R10年10月1日～ R12年9月30日		R12年10月1日～ R13年9月30日
改正前	50%	50%	なし	なし
改正後	70%	50%	30%	

3. 暗号資産に係る課税関係の見直し：消費税

金融商品取引法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。

- 暗号資産の譲渡を、有価証券に類するもの（現行：支払手段に類するもの）の譲渡として、引き続き消費税を非課税とする。
- 消費税の課税売上割合の計算上、暗号資産の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入する。
- 暗号資産の貸付けについて消費税を非課税とする。

上記の改正は、金融商品取引法の改正法の施行日が属する年の翌年の1月1日以後に行う譲渡等について適用する。

4. 検討事項：事業税

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置、及び医療法人に対する軽減税率について
は、税負担の公平性を図る観点や地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。